

下北山村簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 下北山村

事 業 名 : 下北山村簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭 和 34 年 7 月 1 日	計 画 給 水 人 口	1,097 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用	現 在 給 水 人 口	782 人
		有 収 水 量 密 度	43.83 m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他		
施 設 数	浄水場設置数	6	管 路 延 長 43.830 千m
	配水池設置数	19	
施 設 能 力	1,659 m ³ /日	施 設 利 用 率	36.75 %

③ 料 金

料金体系の概要・考え方						
簡易水道料金表(専用、供用共)						
区分		基本料金		超過料金		備考
		使用料	料金	使用料	料金	
公共施設	下北山小学校	年額とする	240,000	1m3につき	135	プール含む " 公衆便所等
	下北山中学校		263,000			
	給食センター		240,000			
下北山保育所	100,000					
観光施設	260,000					
	その他の施設	20m3まで	1,680			2ヵ月額とする
家事用		20m3まで	1,680	1m3につき	135	2ヵ月額とする
営業用		20m3まで	1,680	1m3につき	135	2ヵ月額とする
区分		金額		工事費		
給水施設 加入負担金	量水器の管径 13mm以下	20,600		実費		
	" 16mm以下	23,700				
	" 20mm以下	30,900				
	" 30mm以下	47,400				
	" 30mm以上	69,000				
	給水施設再加入負担金		上記金額の1/2とする			実費
自家用消火栓新設工事負担金				実費		
料金改定年月日	令 和 4 年 4 月 1 日					

④ 組織

令和7年度現在、簡易水道事業は、農林建設課の所掌となっています。農林建設課は5名体制であり、簡易水道に関する他の、農地に関する、農業振興に関する、林業振興に関する、村有林に関する、内水面漁業振興に関する、道路、橋梁及び河川に関する、村営住宅の建築及び管理に関する、公共施設の建設に関する、治山、治水に関する、地籍調査に関する、法定外公共物調査に関する、小水力発電施設管理に関することを兼務しながら従事しています。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

- ・民間活用による効率化
施設運転維持管理業務、水質管理業務について、民間を活用することで省力化を図っています。
- ・有利な財源の利用
建設改良費の財源として地方債を活用する場合、元利償還金が一般会計からの基準内繰入金となる簡易水道事業債を活用し、簡易水道特別会計の負担を軽減させています。
- ・事業統合
経営の効率化を図るため、佐田桑原地区簡易水道施設、寺垣内・浦向地区簡易水道施設、池原地区簡易水道施設、池峰地区簡易水道施設、小井・大小井地区飲料水供給施設、スポーツ公園地区飲料水供給施設を統合し、下北山村簡易水道事業として再編いたしました。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

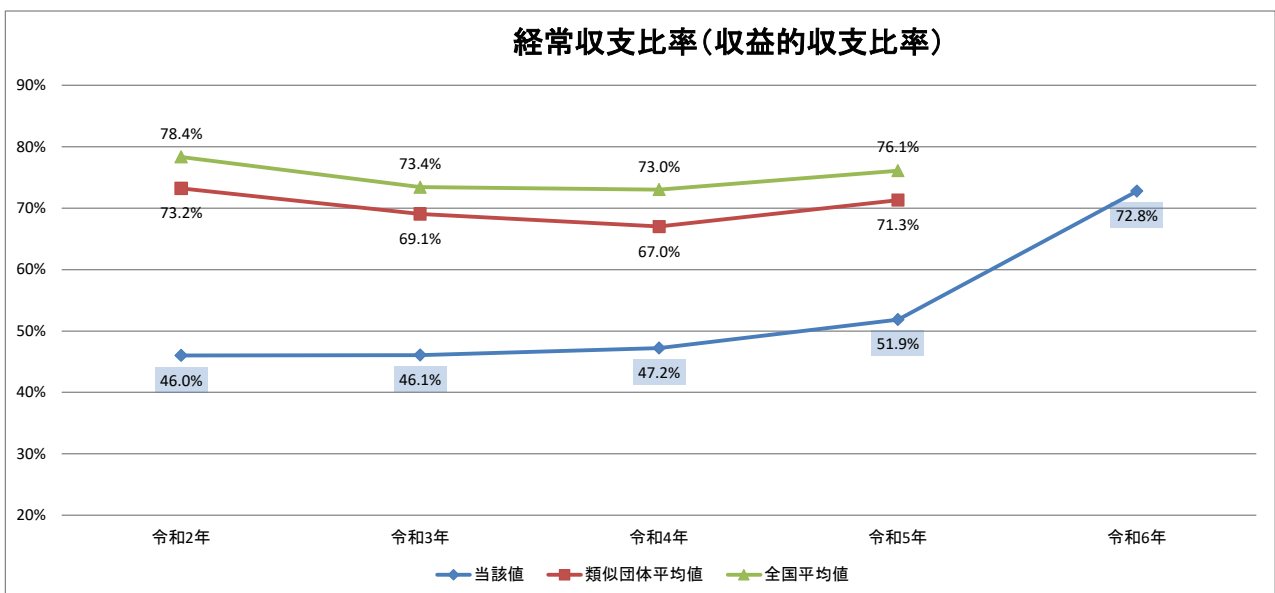
経営比較分析表は別紙参照

① 経常収支比率(令和5年度以前の収益的収支比率)について

令和6年度より法適用団体となったことで、評価指標が「収益的収支比率」から「経常収支比率」に変更されました。

収益的収支比率(令和5年度以前)は、営業収益(料金収入等)で営業費用をどれだけ賅っているかを示します。下北山村では45～50%で推移し、類似団体との差は縮小傾向となっていました。

経常収支比率(令和6年度以後)は、営業収益に加え、補助金・繰入金などを含めた経常収益で経常費用をどれだけ賅っているかを示します。令和6年度は法適用により算出項目が以前と変わり72.8%です。この数値は改善されたと判断できず依然として100%未満です。両指標とも「料金収入だけでは経費を賅えない構造」を示しており、財政的自立性の課題は継続しています。



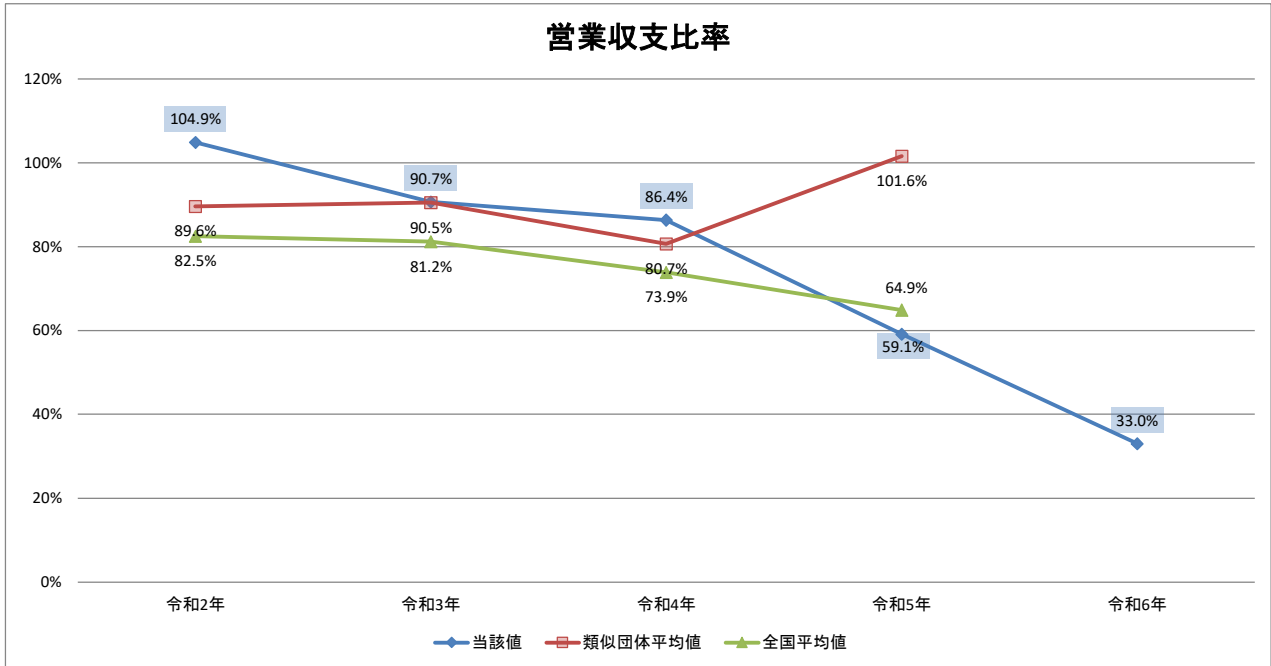
②営業収支比率について

営業収支比率とは日常的な営業活動によって得た収入で、運営に必要な費用をどの程度賄えているかを示す指標です。算出式は「営業収益÷営業費用×100」で表され、100%を超えると経営が自立的に運営されていることを意味します。100%未満の場合は、料金収入だけでは費用を賄えず、補助金などに依存している状況を示します。

令和2年度は黒字水準(104.85%)で、営業収益が営業費用を上回っていました。

令和3～5年度は徐々に低下し、令和5年度には64.9%と下がっています。

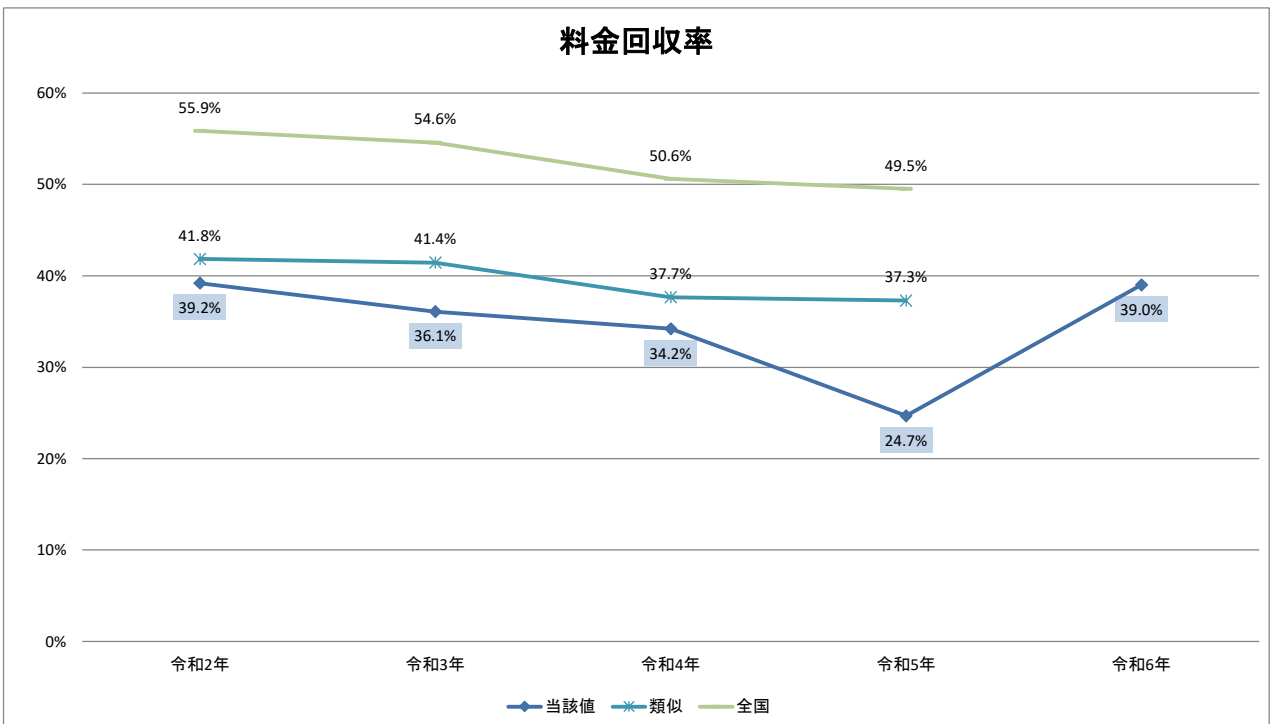
令和6年度は法適用初年度で33%まで低下。営業収益のみでは費用の3分の1しか賄えないままです。減価償却費計上と長期前受金戻入の乖離が営業収支比率低下の主因です。



③料金回収率について

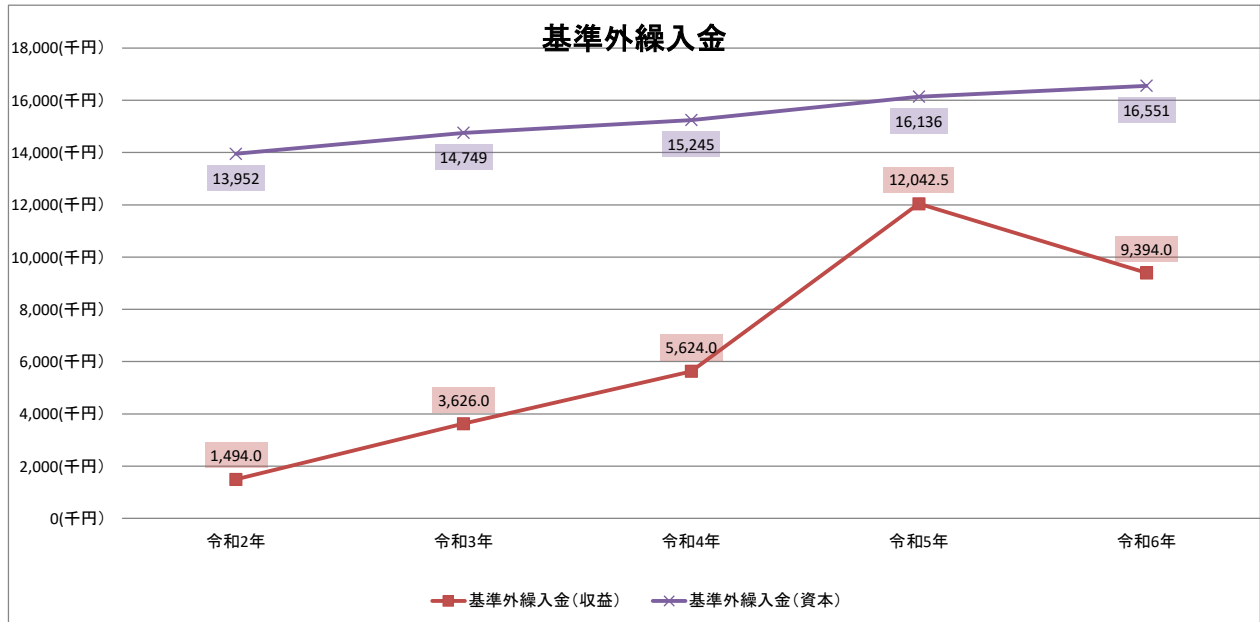
料金回収率は、給水原価に対して料金収入がどの程度充当されているかを示す重要な財政指標であり、事業の自立性を評価する上で不可欠です。

平成25年度には料金回収率が51.0%と比較的高い水準にありましたが、以降は老朽化施設の更新に伴う給水原価の上昇や、給水人口の減少による料金収入の低下により、年々減少傾向が続いています。令和6年度には39.0%まで低下しており、給水原価の約3分の2を一般会計からの繰入金等で補填している構造となっています。令和5年度の料金回収率の低下は、法適用による打ち切り決算処理の影響によるものです。



④ 基準外繰入金について

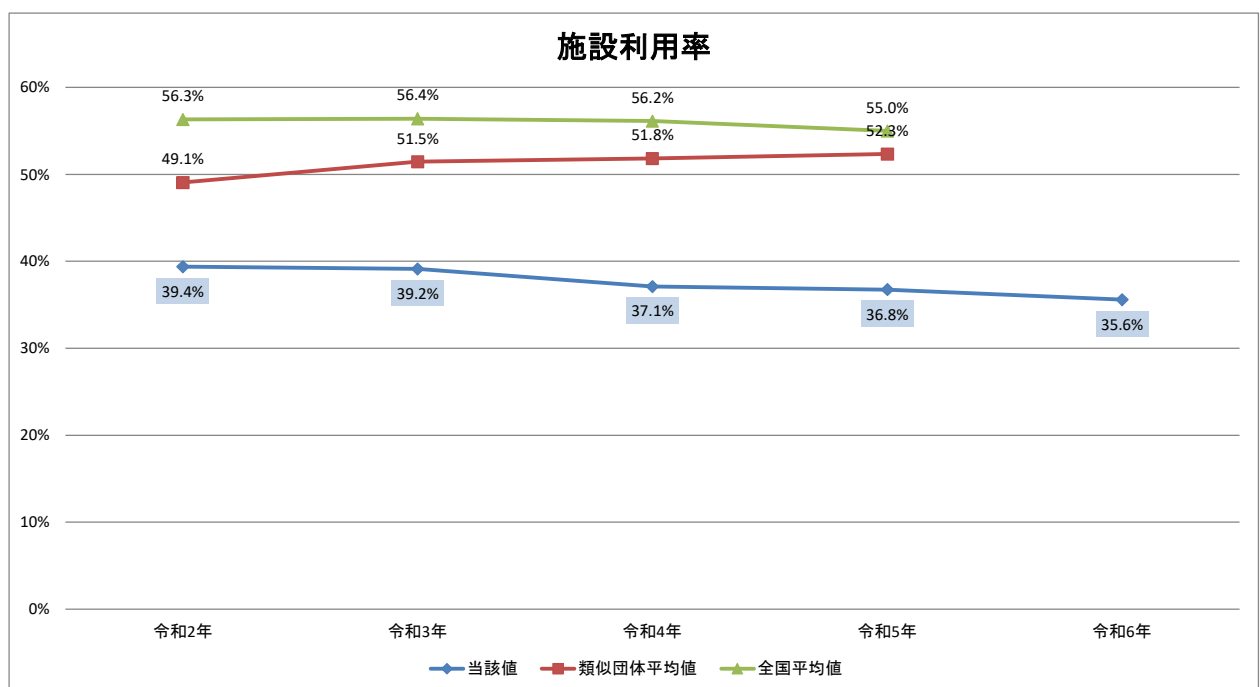
令和2年度以降、基準外繰入金の額が年々増加傾向にあり、令和6年度には9,394千円に達しています。これは、料金収入のみでは収益的支出を賄いきれず、一般会計からの補填が必要となっていることを示しています。基準外繰入金は、地方公営企業会計において財政健全性を評価する重要な指標であり、この額が増加することは、事業の自立性が低下していることを意味します。特に令和5年度には12,043千円と大幅に増加しており、法適用に伴う運転資金の確保を目的として一般会計からの繰入が必要となったことが要因です。今後は、料金改定案を策定し、供給単価の見直しを通じて基準外繰入金の削減を図ることを目指します。



⑤ 施設利用率について

施設利用率とは一日当たりの給水供給能力に対する一日平均給水量の割合を示したものです。水道施設の経済性を統括的に判断する指標であり、利用率が高いほど効率的であるとされています。ただし、施設更新や事故等または時季等の変動に対応できるような一定の余裕が必要です。

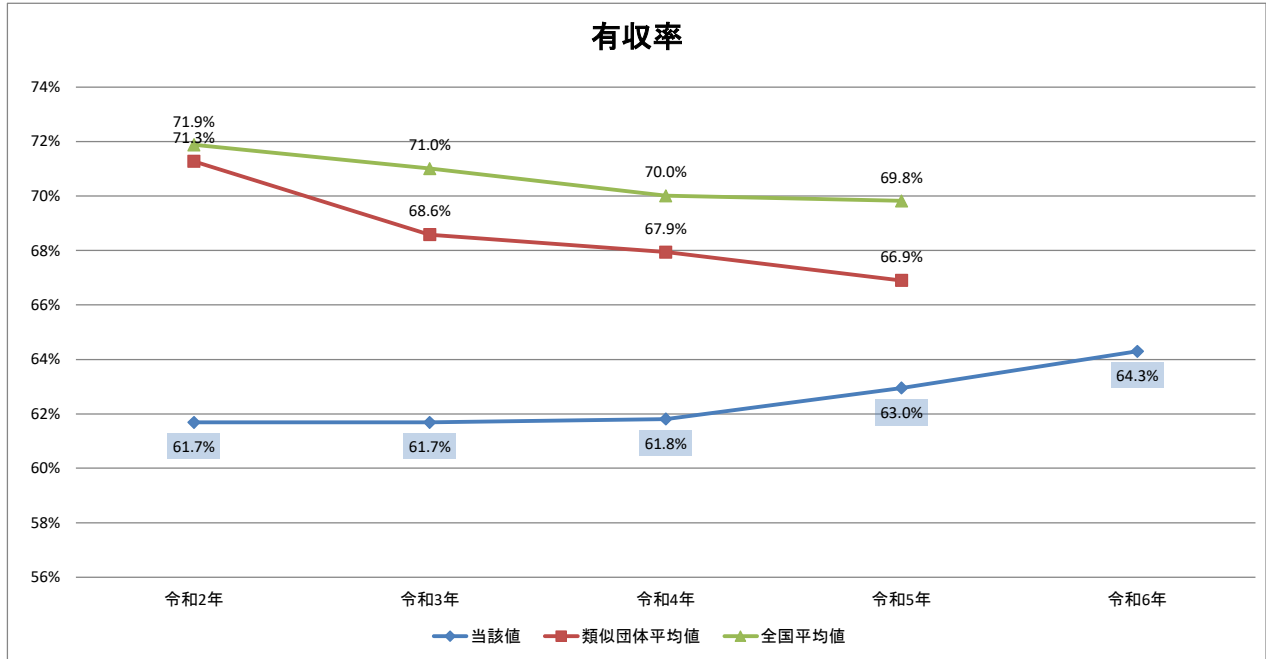
施設利用率は、令和2年度を頂点に緩やかに減少に転じています。令和5年度で36.8%であり、類似団体平均値より15.5%程度低い数値です。主因として村の人口減少等により施設が過大となり、遊休状態となっている可能性が高いことが考えられます。稼働率の低い施設の一部休止、廃止もしくはダウンサイジングを検討していきます。



⑥有収率について

有収率とは施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。この指標が100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されています。

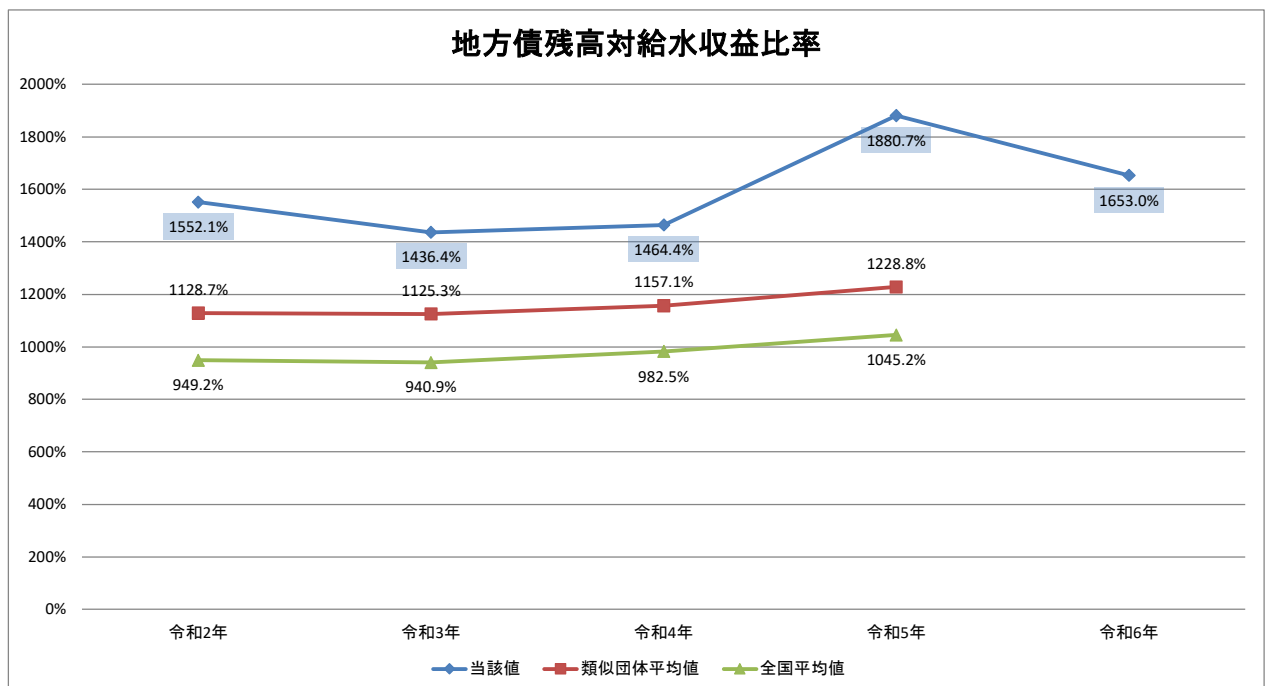
令和5年度の有収率は63.0%であり、類似団体より3.9%低い数値です。有収率を高めるには、無収水の発生を抑制することが効果的です。無収水発生の主因は漏水であり、石綿セメント管や塩化ビニール管等の老朽管を更新することが漏水防止に対し有効な施策となります。



⑦地方債残高対給水収益比率

水道事業の借入金残高が年間の給水収益に対してどの程度の割合を占めているかを示す指標であり、財務負担の重さを評価する上で重要です。一般に100%以下が望ましく、200%を超える場合は過度な資金依存とされています。

令和4年度では計画的な償還が進んだことにより、類似団体との比較でも改善傾向が見られました。しかし令和5年度は、法適用に伴う打ち切り決算の影響で分母が縮小し、結果として比率が一時的に上昇しています。これは借入金残高が急増したことによるものではなく、一時的な決算方法の変更によるものです。



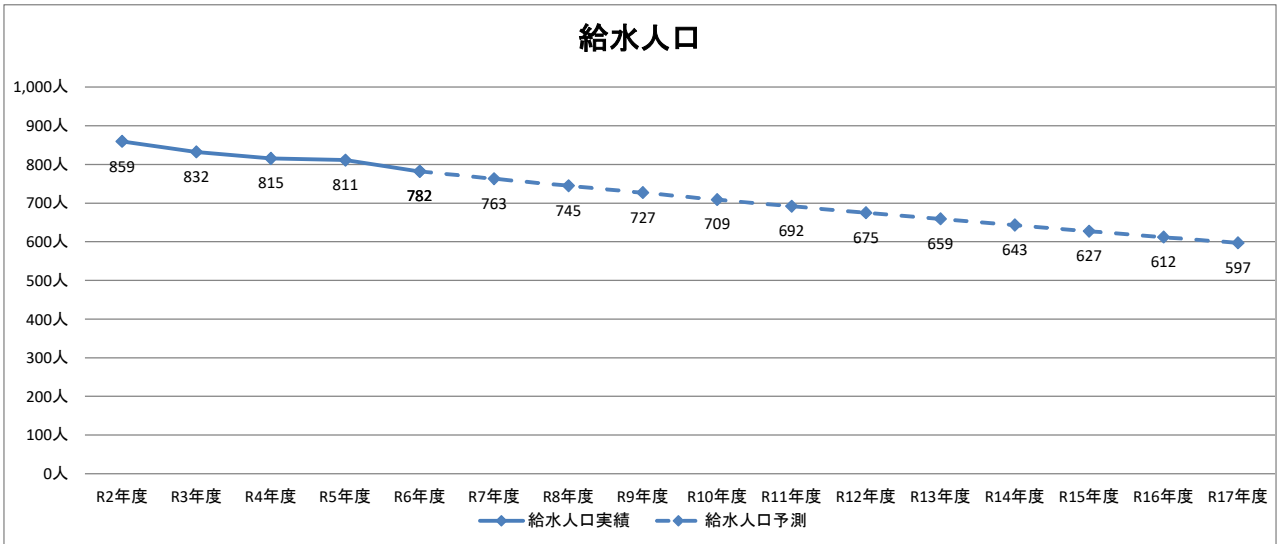
2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水人口は地方公営企業簡易水道統計より、将来の給水人口及び行政区域内人口を予測しています。

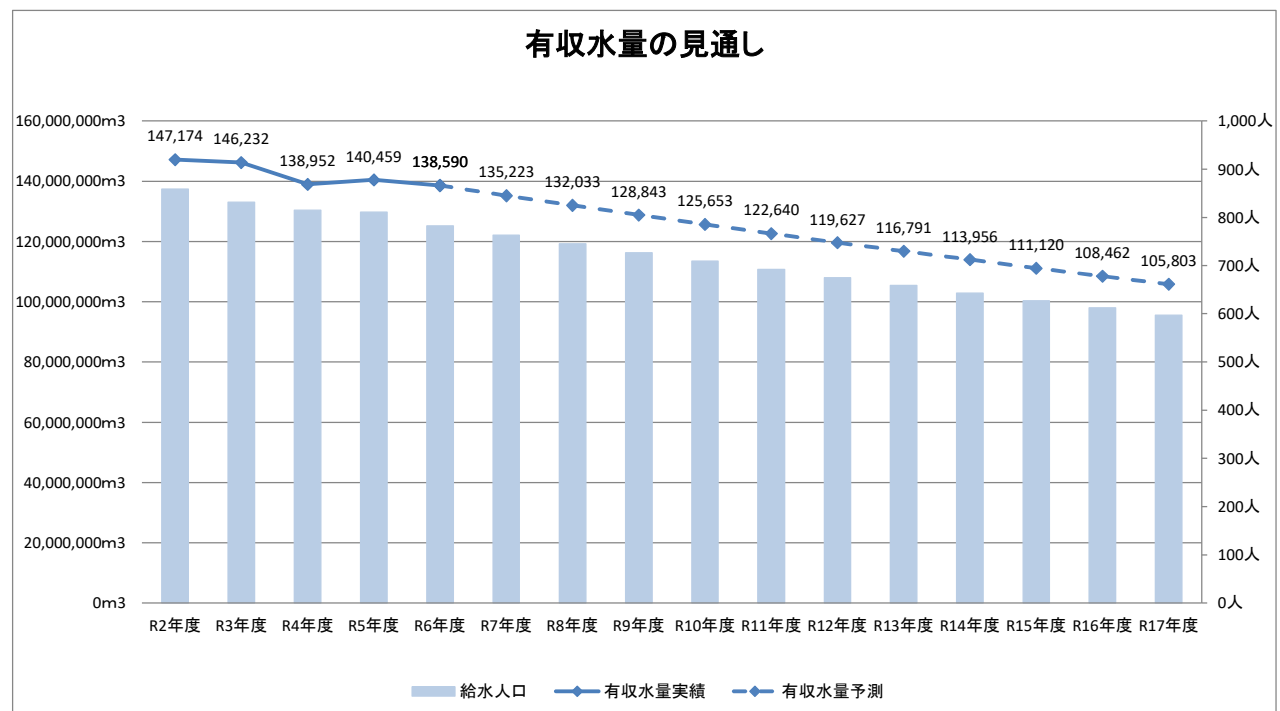
令和6年度の行政区域内人口は、782人・給水人口は782人です。給水の普及率は100%になっており、区域拡張等による給水人口の増加は見込めません。

また給水人口は年々減少しており、現在から10年後の令和17年度には、行政区域内の人口は597名になると推計されます。これは平均で16人/年程度給水人口が減少していくと予測しています。



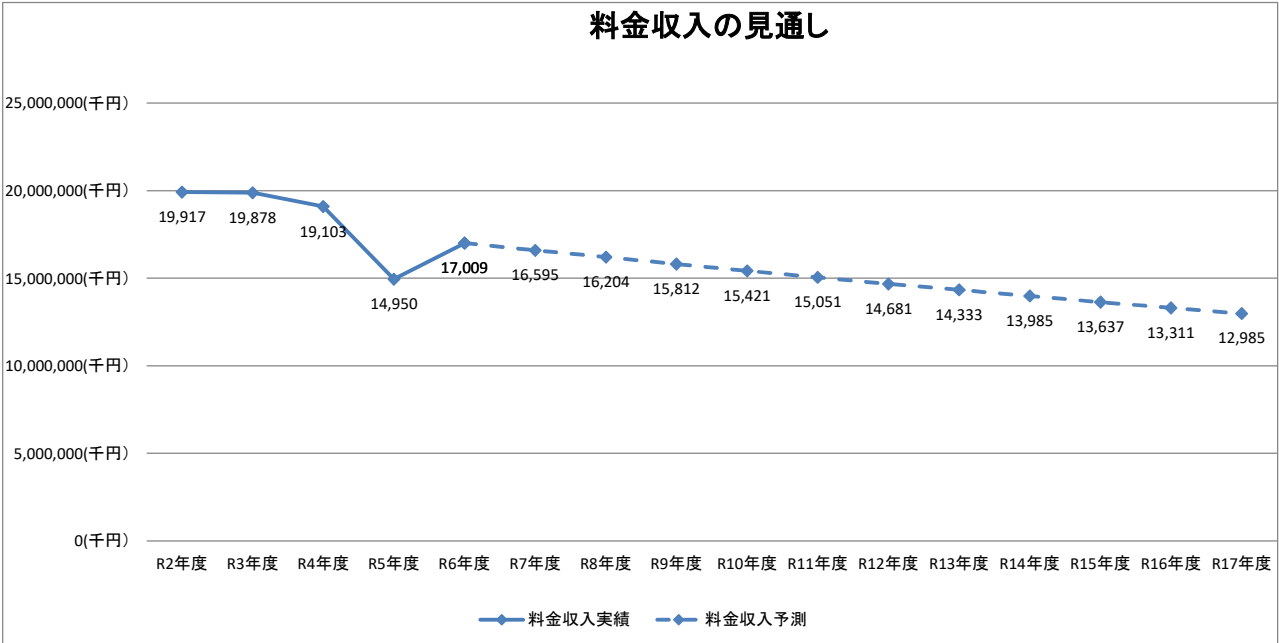
(2) 水需要の予測

令和6年度の年間総配水量は215,527m³、有収水量は138,590m³で、有収率は約64.3%にとどまっています。これは給水人口の減少や節水機器の普及による水需要の縮小に加え、漏水やメーター不感帯など維持管理上の課題が影響している可能性があります。特に老朽管の更新遅延や検針精度の低下は、無収水の増加を招き、収益性の低下につながります。今後の水需要はさらに減少傾向が予測されており、令和17年度までに年間約3,279m³の減少が見込まれています。水需要の変化に対応するためには、施設のダウンサイジングや漏水対策の強化、検針制度の見直しなど、維持管理体制の再構築が不可欠です。



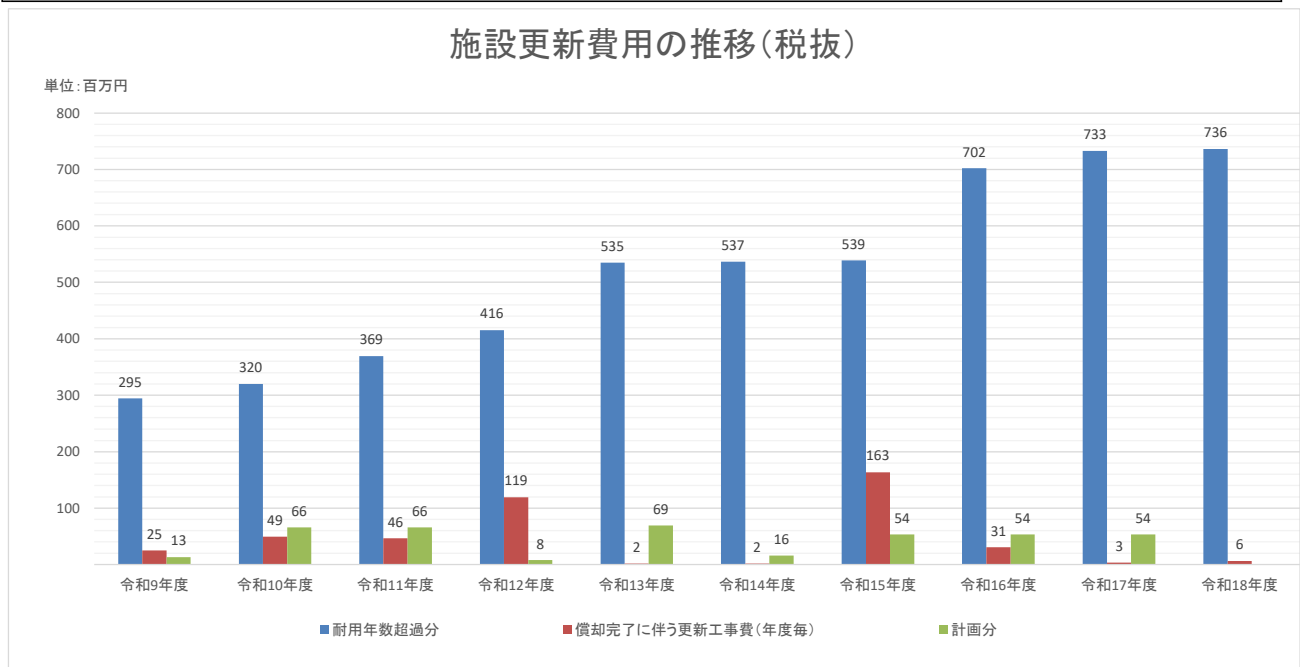
(3) 料金収入の見通し

令和6年度の料金収入をもとに、一人当たりの料金収入×給水人口（(1)給水人口の予測より）より料金収入を予測しています。
 令和2年度から令和6年度の料金収入の推移では、平均 約581.8(千円)/年の料金収入が減少しています。同様に計算し、料金改定を行わない場合、令和17年までの間で約343(千円)/年の料金収入が減少すると予測しています。令和5年度は打ち切り決算による影響で一時的に減少しています。



(4) 施設の見通し

下北山村では、2025年度に策定した「下北山村総合戦略2025 きなりとみらい」に基づき、令和16年度までに耐震適合管の比率を35%以上とすることを目標に、配水管更新事業を計画しています。
 今後10年間では、寺垣内・浦向地区、佐田・桑原地区、小井・大小井地区の3地区の配水管更新事業を進める方針です。これらの地区は、耐震適合管が未整備であり、耐震性の低い硬質塩化ビニル管の割合が高く、老朽化による漏水事故が多発している状況にあります。
 その他の施設は、法定耐用年数の経過により更新が必要な施設が年々増加していますが、更新の優先順位を検討し実施していきます。令和9年度の更新事業実施計画時には295(百万)の耐用年数を超過している施設があります。これらは取水施設、浄水施設、送水施設、配水施設が含まれており、その中でも配水管の老朽管を優先的に更新することで、災害時における給水の安定性向上や施設の長寿命化を図るとともに、将来的な漏水事故や緊急修繕に要する経費の縮減が期待できます。
 総合戦略に基づく優先事業と、台帳を活用した長期的な更新計画を両立させ、基本は維持・補修を行いながら、安定給水や安全性に支障が生じる場合には、優先順位を繰り上げた更新を適時実施していく方針です。



(5) 組織の見直し

業務体制は農林建設課の5名で適宜対応しています。水道施設の管理においては、これまで行政のみで担ってきた業務に民間事業者のノウハウや技術力を取り入れることで、業務の効率化やコスト縮減が進み、安定的で持続可能な運営体制の構築につながっています。

3. 経営の基本方針

日本有数の降雨地帯である大台山系の水の”安全で安心な安定供給”を目指します。

(1) 水道施設の充実

おいしく安全な水を安定して供給するため、施設設備の補修、維持管理、更新を計画的に行います。

(2) 災害時の対応

災害による断水が生じないよう老朽管の耐震化を図ります。

(3) 持続的な経営改善

人口減少に伴い、給水人口および水需要量の減少が予想されています。持続的な経営改善を行い安全で安定した水道水を供給し続けるようにしていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設整備に伴う経営への影響を踏まえ、計画的かつ持続可能な投資を進めます。耐震化率35%の達成を目標に、配水管更新や浄水場統合を実施し、財政負担の平準化と安定的な水供給体制を確保します。施設の維持管理と長寿命化を図りつつ、給水人口や水需要の変動に応じて、適切な時期にダウンサイジングや給水区域の統合を検討し、効率的な事業運営を目指します。
-----	--

総合戦略2025に基づき、2034年度までに耐震適合管率35%の達成を目指し、以下の配水管更新事業を計画しています。

① 寺垣内・浦向地区:管路延長907.9m、委託費13,100千円、工事費131,813千円、事業費計144,913千円(税抜)

② 佐田・桑原地区:管路延長754.0m、委託費7,800千円、工事費69,229千円、事業費計77,029千円(税抜)

両地区合計の事業費は約221,942千円を見込んでおり、財政負担の平準化と更新投資の確保を両立するため、国庫補助金の活用や地方債(企業債)の発行を検討しています。特に、耐震化事業は国の補助対象となる可能性が高く、補助率や起債充当率を踏まえた財源計画を策定する予定です。工事は施工規模や地形条件を考慮し、1~2ヶ年に分割して実施する方針です。

小井地区および大小井地区においては、浄水施設の老朽化および取水量の低下が進行しており、施設の更新には多額の費用を要することから、既存の浄水場を廃止する方針を検討しています。これに伴い、両地区の給水区域を他の給水系統と統合し、安定的な水供給体制を確保するため、以下の事業を計画しています。

① 配水管布設替工事(φ100mm×1,579m、トンネル内布設含む):委託費16,000千円、工事費161,099千円、事業費計177,099千円(税抜)

② 小井橋・大小井橋への水管橋添架工事(2式)

③ 消火栓・給水分岐工事、道路舗装本復旧等

本事業は、浄水場の廃止と給水区域の統合を前提とした重要な基幹整備であり、総事業費は約177,099千円を見込んでいます。財政負担の軽減と事業実現性の確保のため、国庫補助金の活用や企業債の発行を検討しており、特にトンネル内布設や橋梁添架など技術的難度の高い工事を含むことから、3ヶ年にわたる分割施工を前提に、工程管理と財源調整を図る計画です。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	施設更新費用は国庫補助や交付税措置の高い企業債を活用し、一般財源の負担を抑制します。維持管理費も地方公営企業繰出金の範囲内で対応し、基準外繰入金の縮減に努めます。段階的な料金改定により、安定的な財源確保と持続可能な水道経営を目指します。
-----	--

料金改定:水道事業を取り巻く環境は、施設の老朽化や耐震化対応に伴う更新需要の増大、さらには物価上昇の影響により、必要経費が年々増加する傾向にあります。このような状況を踏まえ、本村では住民の急激な負担増を回避しつつ、将来の施設更新に必要な財源の確保と財政の健全化を両立することを目的として、地域の実情に即した段階的な料金改定のあり方を検討しています。具体的には、令和13年度・令和23年度・令和33年度の3段階に分けて水道料金を見直す案を整理し、持続可能な水道経営の実現を目指します。

企業債:借入を行う場合、交付税参入率の高い起債を活用します。

繰入金:地方公営企業繰出し基準に基づく、企業債元利償還金分、基準外繰入金の赤字補填分を計上しています。

国庫補助:施設更新による国庫補助を算出しています。資産の有効活用有効活用できる資産なし。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画における経費のうち、投資以外の通常支出については、報酬、旅費、備用品費、燃料費、光熱水費、委託料、手数料、貸借料、修繕費、材料費、負担金、保険料等を対象としています。これらの経費は、物価上昇の影響を受けやすく、国土交通省の将来見通しでは水道分野における物価上昇率は年率2.0%とされていますが、2025年度の実勢見通しでは2.7%と高めに推移していることから、本計画では年率2.5%の上昇率を前提に設定しています。

また、減価償却費の見通しに関しては、以下の配水管更新事業を反映しています。

- ・寺垣内・浦向地区配水管更新工事(令和9年度～令和11年度施工、令和12年度供用開始予定)
- ・佐田・桑原地区配水管更新工事(令和12年度～令和13年度施工、令和14年度供用開始予定)
- ・小井・大小井地区φ100配水管新設および更新工事(令和14年度～令和17年度施工、令和18年度供用開始予定)

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	現時点では検討していません。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	施設の更新が必要な給水地区について、施設の更新か給水地区の統合かどちらが投資に値するか比較検討し、施設の更新とする場合は、ダウンサイジングを検討していきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	特にありません。現状維持に努めています。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	施設・設備の長寿命化を目指し、投資の平準化を進めています。特に配水管の耐震化は総合戦略2025に基づき計画し、更新時期の集中による財政負担を避けるため、投資額が一定となるよう調整を検討しています。
広域化	人口減少と水需要の大幅な減少により経営基盤が脆弱な簡易水道地域では、県が中心となって広域的な支援体制を構築し、技術支援や共同管理を進めることで、安定的で持続可能な水道事業の確保を目指しています。
その他の取組	総合戦略2025では配水管の耐震化率35%達成を目標に掲げています。災害時の安定供給を確保し、持続的な生活環境の向上を目指しています。

② 財源について検討状況等

料 金	<p>令和6年度の供給単価は122.7円/m³であり、施設の老朽化や物価上昇に伴う経費増加を踏まえると、現行水準では安定的な水道運営の継続が困難となる見通しです。将来の財源確保と財政健全化を両立し、一般会計繰入金に依存しない持続可能な経営を目指すため、本村では令和13年度頃に供給単価を145.9円/m³に引き上げる案を検討しています。本村の料金体系では、基本料金1,680円に20m³分が含まれ、超過分には超過料金135円/m³が適用されます。検討中の供給単価にするための料金体系(消費税10%込)は下記の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(令和13年度頃):基本料金2,520円、超過料金204円/m³にて検討しています。 ・第2段階(令和23年度頃):先の将来計画より改定金額を検討します。 ・第3段階(令和33年度頃):先の将来計画より改定金額を検討します。 <p>第一段階の改定により、標準世帯(2か月で45m³使用の場合)の月額料金は、現行の5,055円(2ヶ月)が、7,620円(2ヶ月)となり、1ヶ月換算で1,283円の増額となります。基準外繰入金を段階的に料金収入で吸収し、財政健全化と住民負担の均衡を図ることを検討しています。</p>
企 業 債	<p>施設の更新時には企業債を利用するが、安易に発行しないよう施設整備事業の適切な管理と計画により抑制します。</p>
繰 入 金	<p>料金収入の見直しにより基準外繰入金の削減を図ります。施設の老朽度を考慮し、更新時期を平準化することで財政負担の偏りを抑え、持続可能な事業運営を実現します。</p>
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	<p>現時点では検討していません。</p>
その他の取組	<p>現時点では検討していません。</p>

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	<p>現況のまま適正な運用を図っていきます。</p>
修 繕 費	<p>漏水等により大規模な修繕にならないよう、こまめな修繕を行います。</p>
動 力 費	<p>適切な維持管理に努め費用が過大にならないようにします。</p>
職 員 給 与 費	<p>現況のまま適正な運用を図っていきます。</p>
その他の取組	<p>特にありません。</p>

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>毎年度進捗管理を行い、3～5年毎に見直しを図る。具体的には年度末において、目標や計画の達成状況について定量的に検証・評価し、計画の見直しに反映させていくものとします。また、ローリング(計画の定期的な見直し)についても、3～5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて見直しを行い、適宜実施していきます。</p>
---------------------	--